

議案第 15 号

協議項目 22 「地域審議会の取扱いに 関すること」

協議項目 22 「地域審議会の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

地域審議会の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村のそれぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定に基づく地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

別紙

前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村の廃置分合に伴う地域 審議会の設置等に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 審議会の名称及び対象区域は、次のとおりとする。

- (1) 前橋市大胡地区地域審議会 合併前の勢多郡大胡町の区域
- (2) 前橋市宮城地区地域審議会 合併前の勢多郡宮城村の区域
- (3) 前橋市粕川地区地域審議会 合併前の勢多郡粕川村の区域

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事。
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事。

2 審議会は、対象区域に係る必要と認める事項について市長に意見を述べる事ができる。

(組織)

第5条 審議会は、それぞれ20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれの審議会の対象区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、当該審議会の委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。

2 会議は、毎年度、開催するものとする。

3 同一の審議会に属する委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、市長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、当該審議会の委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。

4 議長は、審議上必要があると認めるときは、当該審議会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、審議会ごとに、それぞれ対象区域に置く支所において処理する。

2 各審議会の庶務の調整は、企画担当部署において処理する。

(委任)

第11条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第8条第2項の規定は、平成 年4月1日から施行する。